

住まいに関する補助制度が始まります

「多世代で市内に住み続けたい」「土地を広げてゆとりのある自宅を建てたい」といった方を支援するために、住宅の取得などの補助を実施します。
詳細は市ホームページからご確認ください。

問合先 企業立地・定住推進課定住推進担当



市HPはこちら

申請受付期間

7月1日(火)～

※ 令和7年4月1日以降の住宅などの購入が対象



ちかづく住まい応援金

家族がふれあい、助け合いながら暮らせる住環境を整えて、子育て世帯の定住を応援するため、親元での同居や近居をする方に補助金を交付します。

▶ 交付要件

- 親世帯と子世帯が市内で同居または近居すること
- 子世帯の夫婦どちらかが40歳未満であること、または18歳未満のこどもを扶養していること
- 市内で初めて住宅を取得すること
- 5年以上継続して居住すること

▶ 補助額

交付基礎額	市内で初めて持ち家を取得	30万円
+	下記項目に該当する場合補助額が加算	
加算項目	市外から転入	20万円
	こどもが1人または2人	10万円
	こどもが3人以上	30万円
	空き家バンク活用	10万円
	ゼロカーボン設備	10万円



多世代同居・近居するための住宅取得に

最大 **100** 万円

ひろがる住まい応援金

空家や狭小地などを解消し、生活環境の向上と安心なまちづくりを推進するため、自宅を拡張する方に補助金を交付します。

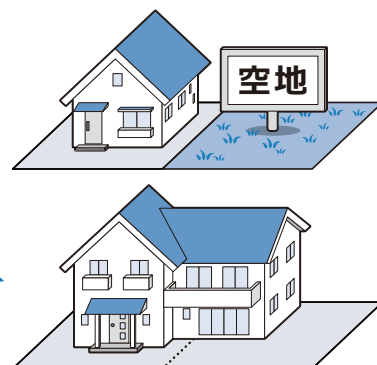
▶ 交付要件

- 市街化区域(一部を除く)での自宅拡張であること
- 既存の所有地と新たに取得する隣地の両方がおおむね100㎡未満であること
- 隣地統合後の面積がおおむね100㎡～250㎡であること
- 隣地統合後1年以内に一敷地として利用すること
- 5年以上継続して居住すること

▶ 補助額

交付基礎額	隣地統合	50万円
+	下記項目に該当する場合補助額が加算	
加算項目	既存住宅除却	20万円/棟
	空家除却	20万円/棟
	子育て世帯	30万円

自宅拡張



狭小地・未接道地・空家等解消に

上限 **100** 万円

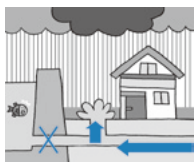
集中豪雨や台風による水害に備えましょう

問合先 危機管理課防災危機管理担当

01 水害の種類

①内水はん濫

急激な大雨により雨量が下水道の排水能力を超えたとき、道路などが冠水する現象です。



②外水はん濫

大雨で川の水位が上がり水位が堤防の高さを越えたとき、水があふれ洪水となる現象です。



02 市の水害における避難

市内には、山や大きな河川がないため、水害で家屋が全壊するような被害は想定されていません。在宅避難や事前に安全な親族・知人宅に避難すること考えてみましょう。

①自宅で避難

自身と自宅の安全が確保できたら、自宅で生活続ける「在宅避難」をお願いします。



②親族・知人宅へ避難

水害は、気象予報などである程度予測可能です。あらかじめ親族や知人宅に避難するなど、避難所以外の場所への避難も検討しておきましょう。



③垂直に避難

自宅で安全確保が可能な場合は、自宅の2階以上へ避難する「垂直避難」をお願いします。特に、夜間や豪雨時の外への避難は危険を伴い、二次災害となる可能性もあるため、注意しましょう。

④避難所へ避難

自宅、親族宅・知人宅への避難が難しい方や自主的に避難したい方のために、市民センターに「自主避難所※」を開設することがあります。



※ 自主避難所は、気象状況に応じて、開設施設を決定します。開設状況は市ホームページや市役所に電話するなど事前の確認をお願いします

03 市の「避難指示」などの発令

坂戸市内を流れる高麗川がはん濫した場合に、**羽折町の一部が50cm程度浸水すると想定**されています。市では高麗川の水位状況や気象予報などの情報をもとに判断し、緊急速報メール(エリアメール)や防災行政無線などにより避難指示などを発令します。

内水はん濫は、短時間で状況が変化するため、避難指示などが発令されていない場合でも、自主的に自宅の2階などに避難してください。

※ 緊急速報メール(エリアメール)は、国・県・市町村のさまざまな情報が配信されます。本市の実情に合わない情報を受信する可能性もあります。メールの内容や配信元をよく確認して行動しましょう

■気象情報・災害情報について

気象庁が発表する気象情報、市内の通行止め情報、鉄道、停電情報などを掲載した市ホームページをご活用ください。



04 防災行政無線の放送内容と確認方法

市では、58か所に防災行政無線のスピーカーを設置しています。防災行政無線は、災害時などに市民の皆さんへ広く周知が必要な情報を伝える設備です。放送内容が聞き取りづらい方のために、情報提供サービスを実施していますので、登録・確認をお願いします。

①公式アプリ「つるポッケ」



②市ホームページ／市公式SNS



HP



X



LINE

③つるがしまメールマガジン

登録したメールアドレス宛に放送内容を配信します。



④防災行政無線テレフォンサービス

☎0800・800・6378(無料)

※ 050で始まるIP電話をお使いの方は以下の番号からお願いします

☎049・271・1717(有料)

05 まちの災害情報を収集しています

「まちの災害情報投稿フォーム」では、市内で発生した地震、風水害などによる災害情報を収集しています。災害時、まちの状況について投稿のご協力をお願いします。



投稿フォーム
はこちら

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納税通知書を送付します

問合先 保険年金課保険賦課担当

納税(納入)通知書を7月上旬に送付します。

国民健康保険税

保険税は世帯主が納めます

納税義務者は世帯主ですが、保険税は加入者のみで計算します。

納付方法

1 特別徴収

(年金からの天引き)

対象

・世帯主が国保加入者で、年金が年額18万円以上

・加入者全員が65歳から74歳

2 普通徴収(特別徴収以外)

原則、口座振替での納付をお願いしています。納期限の日に口座から引き落としとなるため、納め忘れがなく安心です。納付書払いや、納付書の二次元コードを利用しての納付(クレジットカード・インターネットバンキング)、スマホ決済アプリでも納付ができます。詳しくは「地方税お支払サイト」をご覧ください。



詳細はこちら

後期高齢者医療保険料

保険料は個人ごとに納めます

保険料は、後期高齢者医療の加入者(被保険者)ごとに納付します。

納付方法

1 特別徴収

(年金からの天引き)

年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

2 普通徴収(特別徴収以外)

納付書で金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。納め忘れを防ぐため、納期限の日に口座から引き落としとなる口座振替をお勧めします。

※ 電子マネー、インターネットバンキング、クレジットカードの取扱いはありません

納め忘れに注意しましょう

納期を過ぎると延滞金の加算や滞納処分の対象となります。滞納が続くと医療費が一旦全額自己負担になる場合や人間ドック補助など、給付の制限を受けることがあります。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

問合先 保険年金課保険資格担当

経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の全部または一部を納めることが免除される「保険料免除制度」、保険料の全部を納めることが猶予される「納付猶予制度」が申請できます。

審査対象となるのは、次の方の前年所得です。

保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者

納付猶予制度

本人、配偶者で、50歳未満の方

申請期間

7月から翌年6月までです。過年度分は2年1か月前までさかのぼって申請することができ、令和7年7月に申請する場合、令和5年6月分までさかのぼって申請できます。

申請に必要なもの

退職した場合は、失業したことを確認できる雇用保険受給資格者証、離職票など公的機関の書類を添付してください。全額免除または納付猶予を継続で申請し承認された方は、窓口で申請する必要はありません。なお、継続申請の

方には日本年金機構から審査結果が10月頃までに郵送されます。

保険料の追納をおすすめします

免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い順に追納できます。追納した保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

免除については、追納しない場合でも、承認された免除の種類に応じて老齢基礎年金の受給額に計算されますが、追納することで年金額を増やすことができます。

申請窓口

保険年金課保険資格担当



資格確認書などの一斉更新を行います

問合先 保険年金課保険資格担当

被保険者証(令和6年12月2日以降に発行された方は資格確認書または資格情報のお知らせ)の有効期限が7月31日(木)で切れるため、8月以降から使用する資格確認書または資格情報のお知らせを7月上旬より順次送付します。また、資格確認書については特定記録郵便、資格情報のお知らせについては普通郵便で郵送します(別便でお送りします)。

国民健康保険について

- ・ マイナ保険証の登録有の方
- ↓ 資格情報のお知らせ
- ・ マイナ保険証の登録無の方
- ↓ 資格確認書

【イメージ画像】



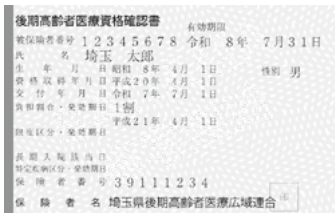
更新後の色は「薄青色」です

有効期限について

次に該当する方は有効期限が短くなっています。

- ・ 昭和30年8月2日から昭和31年7月1日生まれの方

【イメージ画像】



更新後の色は「茶色」です

↓ 誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生月)から「前期高齢者」に替わり、負担割合が変わる場合があるため、誕生月の月末が有効期限

- ・ 昭和25年8月2日から昭和26年7月31日生まれの方
- ↓ 誕生日から後期高齢者医療に切り替わるため誕生日の前日が有効期限

後期高齢者医療について(75歳以上の方)

暫定的な運用が令和8年7月末まで延長となったため、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を送付します。限度額適用・標準負担額減額認定証、限度区分が記載された資格確認書をお持ちの方は、今回発送の資格確認書に限度区分が記載されます。

『限度額適用認定証』等の交付・更新について

問合先 保険年金課保険給付担当

マイナ保険証が利用可能な医療機関などで、1か月に支払う医療費が一定額を超える場合、窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。医療費が高額になる方で、マイナ保険証をお持ちでない方は、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度区分が記載された資格確認書」の申請をお願いします。また、住民税非課税世帯の方は、申請することで入院時の食事代なども減額できます。

8月1日以降の申請受付

(国民健康保険加入者のみ)

7月23日(水)から

申請方法

- ・ 市役所保険年金課窓口
- ・ 電子申請(国民健康保険加入者のみ)
- ※ 電子申請の場合は、申請してから認定証発送まで一週間程度かかります



69歳以下の方はこちら



70歳以上の方はこちら

窓口申請に必要なもの

- ・ 申請者の本人確認書類(免許証など) ※ 別世帯の場合は委任状が必要です
- ・ 対象者の国民健康保険または後期高齢者医療資格の確認ができる書類
- ・ 世帯主および対象者のマイナンバー確認書類

※ 令和7年1月1日現在、鶴ヶ島市にお住まいでなかった方は、課税(非課税)証明書が必要となる場合があります

申請が不要な方

- ・ マイナ保険証をお持ちの方
- ・ 申請が不要な所得区分の方(70歳以上)
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者で、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度区分が記載された資格確認書」をお持ちの方

申請にあたっての注意事項

- ・ 自己負担限度額は、年齢、所得などによって異なります
- ・ 「世帯に税の申告をしていない方がいる場合」や「保険税(保険料)に滞納がある場合」は認定証の交付ができない場合があります

新しい民生委員・児童委員を紹介します

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

7月1日付で厚生労働大臣から委嘱を受けた新しい民生委員・児童委員を紹介いたします。

民生委員・児童委員とは

地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで、担当区域の見守りや地域住民の方が抱える問題について身近な「相談相手」となり、その内容に応じて適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」

として活動しています。

また、民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねることとされています。

担当区域・氏名

かわつるグリーンタウン松ヶ丘
三浦 信一さん
藤小学校区・主任児童委員
白瀬 雅子さん

後期高齢者医療制度加入者の医療費通知について

問合先 保険年金課保健事業担当

後期高齢者医療制度加入者の方には、後期高齢者医療広域連合から医療費通知を発送しています。

令和6年度は、12月、2月に発送しましたが、令和7年度からは発送回数が年に1回（2月）となり、封書での提供となります。

お知らせする診療年月は令和6年11月から令和7年10月となるため、令和7年分の医療費控除の資料として医療費通知を利用される場合、11月・12月診療分は医療機関などから発行される領収書を利用してください。



また、マイナ保険証の利用により、マイナポータルで医療費通知情報を取得することが可能です。前々月診療分までの情報が閲覧可能となっておりますので、ぜひ利用してください。

介護保険は社会全体で支える仕組みです

問合先 介護保険課介護保険担当

介護保険料は、皆さんが必要とする介護サービス費用などをまかなうための大切な財源です。今年度分の納付通知書は7月上旬に発送します。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

原則として、年間18万円以上の年金を受給している場合には、保険料は年金から差し引かれる「特別徴収」となります。

それ以外の方は、納付書または口座振替による「普通徴収」となります。

介護保険料の減免制度

・災害により住宅などに著しい損害を受けた場合

介護サービスを利用している方へ

要介護・要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方には、介護サービスを利用するときの自己負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に発送しますので、確認してください。

・病気や事業損失などにより、収入が著しく減少した場合

・刑事施設などに収監されている場合

新しい行政相談委員を紹介します

問合先 地域活動推進課地域活動推進担当

令和7年度に総務大臣から委嘱を受けた新しい行政相談委員を紹介します。

行政相談委員とは

地域における信望の厚い方々が、国民の皆さんから、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。



新任行政相談委員

小林 秀明さん
清水 淑恵さん

浄化槽の適切な管理で身近な水環境を守ろう

問合先 生活環境課環境推進担当

浄化槽は、衛生的で快適な生活の基盤となる施設であるとともに、水環境の保全に大きな役割を果たす重要なものです。

維持管理が適正に行われないと正常な機能が発揮されず、悪臭や騒音、蚊・ハエの発生など、周辺的生活環境への悪影響や、水質汚濁の原因にもなってしまう。

このため浄化槽法では、浄化槽を使用している方に対して、3つの維持管理を法律により義務付けています。

1 保守点検(回数は設置されている浄化槽による)

装置の調整、消毒薬の補充

※ 埼玉県登録業者は、県ホームページをご覧ください

2 清掃(回数は年1回以上)

汚泥などの引き抜き

※ 許可業者は、市ホームページをご覧ください

3 法定検査(回数は年1回)

機能診断、水質検査

※ 検査機関は、埼玉県環境検査研究協会 ☎049・284・2911

浄化槽の設置、廃止、管理者変更・構造などの変更時には、市への届け出が必要です。

詳しくは市ホームページまたは窓口、電話で問い合わせください。



市HPはこちら

合併処理浄化槽への転換費用の一部を補助します

川の汚れの多くは、生活排水が原因です。

これは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換することで、大幅に減らすことができます。

市では、水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換費用(設置費用)の一部を補助しますので、ご利用ください。

補助金額(令和7年度の上限額)	
5人槽	72万2000円
7人槽	80万4000円
10人槽	93万8000円

申請期限

12月26日(金)

予算がなくなり次第終了

※ 転換する浄化槽が環境配慮型であることや、対象地域などの制限があります。着工前に交付申請書の提出が必要です。必ず着工前に問い合わせてください

水切りでごみの減量にご協力を！

問合先 生活環境課環境推進担当

リサイクルコーナーを活用してください！

問合先 生活環境課環境推進担当

市役所1階ロビーにリサイクルコーナーを設置しています。

集めているのは携帯電話(スマホ)と6種類のプラスチック製品です。これまで回収をしていたインクカートリッジ・ハブラシ・ペン・キッチンスポンジ・ペットボトルキャップに加え、使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収も始めました。



私たちの生活で使われているプラスチック製品をリサイクルし、ごみを資源へと変えましょう。

埼玉西部クリーンセンターで燃やすごみの約50%が水分です。

生ごみの水分を減らすことで、臭いの防止とごみの減量・CO2削減に役立ちます。

※ 生ごみの水分の減量↓収集車の燃費が良くなる&ごみを燃やすエネルギーが減る↓CO2が削減！

簡単にできる水切り参考例

・野菜などは、洗わない皮などをむいてから洗い、なるべく濡らさないようにしましょう

・三角コーナー(水切りネットなど)には、水気のあるもの

のだけを入れ、水気のないものはほかのごみ袋に直接入れるなど、余分な水分を吸わせないようにしましょう

・ごみを出す前に、三角コーナーや水切りネットなどの生ごみを、手やペットボトルの底の部分などで押しつぶしたり、振ったりして水切りを十分に行いましょう

・天日に干すなどして乾燥させると、より良いでしょう
小さなことも、一人ひとりが毎日取り組むことにより、ゼロカーボンの達成につながります。

皆さんのご協力をお願いします。

ふるさと納税などの寄附の活用

問合先 産業振興課商工労政担当

- 令和7年度寄附金の活用予定
- ・ 民間保育所、認定こども園などの運営支援
 - ・ 小中学校図書館図書整備
 - ・ 中学校の部活動への支援
 - ・ 地域支え合い協議会の活動支援
 - ・ 市民スポーツ競技の開催支援
 - ・ ゼロカーボン事業の推進
 - ・ 環境保全の推進
 - ・ 修繕および公園、緑地などの適切な維持管理
 - ・ 脚折雨乞行事の開催支援
 - ・ 高倉獅子舞の開催支援
 - ・ 自治会の運営支援 など



令和6年度に、市内外の皆さんから4650件、2億4798万9225円の寄附をいただきました。そして、令和6年度は、「寄附によるまちづくり基金」からの繰入金2億7600万円を充当し、さまざまな事業に活用させていただきました。

令和6年度の寄附受入の状況

寄附金活用の指定メニュー	件数	寄附額
未来を担うこどもたちを応援する事業	2722	1億5101万9900円
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	411	1789万1325円
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	519	2550万1000円
文化・芸術活動を振興するための事業	323	1959万1000円
活力に満ちたまちづくりのための事業	668	3376万1000円
指定なし	7	22万5000円
合計	4650	2億4798万9225円
うち ふるさと納税分	4643	2億4717万2000円

令和6年度の寄附の活用実績

事業名	事業費	充当額	内容
未来を担うこどもたちを応援する事業	4億2386万8000円	1億7300万円	民間保育所などの運営支援、中学校の部活動の支援など
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	7760万4000円	2000万円	地域支え合い協議会の活動支援、健康づくり運動の普及など
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	2億5560万9000円	2800万円	公園・緑地などの適切な維持管理など
文化・芸術活動を振興するための事業	2億7634万9000円	2000万円	小中学校の図書館図書の充実、指定文化財の保存保護および適正な維持管理など
活力に満ちたまちづくりのための事業	5740万円	3400万円	シルバー人材センターの運営支援、自治会の運営支援など
市長が使途を指定する事業	2519万4000円	100万円	学校における法的諸問題の相談対応など
合計	11億1602万4000円	2億7600万円	

令和6年度の寄付活用例



脚折雨乞



産業まつり



ゼロカーボン推進事業

犯罪や非行からの 立ち直りを支える地域の力

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のないより明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で75回目です。

7月は、その強調月間となっています。

川越地区保護司会鶴ヶ島支部では、市内5つの中学校および県立鶴ヶ島清風高等学校を訪問し、学校関係者と意見交換を行うなど、「社会を明るくする運動」の普及啓発に努めています。



住民票への旧氏の 振り仮名の記載について

問合先 市民課住民記録担当

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏の振り仮名を記載できるようになります。このため、本年5月26日時点で旧氏の記載がされている方に対して、「住民票への記載をしようとする旧氏の振り仮名」を通知します。

通知に記載された旧氏の振り仮名をご確認の上、ご自身の振り仮名と異なる場合は、令和8年5月25日(月)までに、旧氏の振り仮名記載の請求をしてください。



詳細はこちら

夏の交通事故防止運動を 実施します

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

車を運転する際は、横断歩道の直前で停止可能な速度で進行し、歩行者がいるときは横断歩道の手前で一時停止して通行を妨げないようにしましょう。また、自転車乗車時のヘルメット着用や夜間の反射材装着は、自分を事故から守る手段として有効です。

実施期間
7月15日(火)から24日(木)までの10日間

市運動重点
さらめき3日運動の促進

街頭指導
日時 7月18日(金)11時～

場所 カインズ鶴ヶ島店

坂戸・鶴ヶ島消防組合職員募集

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部総務課 ☎049・281・3118

職員募集
職種・採用人数
消防職・若干名

第1次試験実施日
9月21日(日)

受付期間(持参)
7月28日(月)～8月18日(月)8時30分～17時15分

※ 土・日曜日、祝日を除く

※ 郵送は8月15日消印有効

受験資格
大学、短期大学・専修大学または高等学校を卒業、または令和8年3月までに卒業見込みで、平成8年4月2日以降に生まれた方

受付場所
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部総務課

第1次試験の内容
筆記試験(SPI3)

※ 詳細は、組合ホームページまたは消防本部総務課で配布している募集案内をご覧ください

新採用職員8人を迎えました
4月9日から5月4日まで
の間、基礎教育訓練を実施しました。放水要領や三連はし



詳細はこちら



新採用職員の声
ささはら だんと
笹原 暖人 消防士

幼少期に参加した消防イベントをきっかけに消防職員を志しました。私が生まれ育ったこの地域に直接貢献し、さまざまな災害現場に対応できるよう、日々の訓練の中で知識や技術を磨き続け、常に成長し続けます。そして先輩や後輩、市民の皆さんに慕われる消防職員になります。



この取扱要領などの基礎を習得し、それぞれの配属先で勤務をしています。皆さんの「安心・安全」を守るために、これからも日々努力を尽くします。